

支出項目の区分の分類について

1. 現状の取扱い

- 支出項目の区分の分類については、政治資金規正法施行規則において定められており、経常経費として人件費、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費に、政治活動費として組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金、その他の経費に分類することとされている。
- 政治資金規正法施行規則においては、各支出項目について、例示も含め、別紙のとおり分類基準が示されている。

2. 現状の取扱いの問題点

- 個別具体の支出の分類について、政治団体から相当数の疑問が寄せられており、政治団体としては、政治資金規正法施行規則に定められた分類基準のみでは不十分であるとの認識である。
- 支出項目の分類に関する問題が法改正の契機となったという事情もあり、法改正により設置された政治資金適正化委員会において支出項目の分類例が提示されることへの期待感が強い。

3. 検討の方向性

- 支出の実態に応じて政治団体側で判断せざるを得ないものもあるが、ほとんどの政治団体が直面するような普遍性の高い事例については、標準的な分類例を検討する。
- 政治団体から寄せられた疑問のうち、主なものは以下のとおり。
 - ・ガソリン代・駐車代・高速道路通行料等の支出の目的に応じて分類することが困難な経費について、一の支出項目に一括して計上することは可能か。
 - ・銀行振込手数料の支出項目の分類。
 - ・人件費に計上できる経費の範囲（福利厚生関係経費、通勤手当、雇用関係にない者に対する支出）。
 - ・登録政治資金監査人に対する監査報酬の支出項目の分類。
 - ・顧問弁護士や研修講師への報酬の支出項目の分類。

(別紙)

支出項目の分類基準

経常経費	政治団体が団体として存続していくために恒常的に必要な経費
人件費	政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類
光熱水費	電気、ガス、水道の使用料及びこれらの計器使用料等
備品・消耗品費	机、椅子、ロッカー、複写機、自動車（事務所に限る。）等の備品の類及び事務用用紙、封筒、鉛筆、インク、事務服、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費
事務所費	事務所の借料損料（地代、家賃）、公租公課、火災保険金等の各種保険金、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるもの
政治活動費	政治上の主義、施策の推進、支持、反対又は公職の候補者の推薦、支持、反対等の政治活動を行っていくための活動に要する経費
組織活動費	当該政治団体の組織活動に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費の類
選挙関係費	選挙に関して支出される経費で、例えば、公認推薦料、陣中見舞その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類
機関紙誌の発行その他の事業費	<p>（ア）機関紙誌の発行业務費 機関紙誌の発行に従事する者に支払われる給与、材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料その他機関紙誌の発行に要する経費</p> <p>（イ）宣伝事業費 機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、遊説費、新聞・ラジオ・テレビの広告料、ポスター・ビラ・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費の類</p> <p>（ウ）政治資金パーティー開催事業費 政治資金パーティーの開催に要する経費で、例えば、会場借上費、記念品代、講演諸経費の類</p> <p>（エ）その他の事業費 上記の（ア）、（イ）及び（ウ）以外の諸事業に要する経費</p>
調査研究費	政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類
寄附・交付金	政治活動に関する寄附、賛助金、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金、負担金の類
その他の経費	その他上記以外の政治活動に要する経費